

大田・品川まちめぐりガイドの会規約

設立年月日：平成23年6月7日

第1条（名称及び事務所）

本会は「大田・品川まちめぐりガイドの会」と称し、任意のボランティア団体で、事務所を会長宅におく。

第2条（目的）

本会は大田・品川区内の名所及びそのまちをガイドすることにより、多くの人に大田・品川の魅力を知っていただく事を目的とする。

会員は相互協力と自己研鑽につとめ、活動の活性化を図り、地域の発展に貢献するものとする。

第3条（活動内容）

本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. まちめぐりガイドの実施。
2. 定例会の開催（毎月第一週の火曜日を原則とする）。
3. 情報交換及び学習を行い、会員の資質向上をはかる。
4. 大田・品川の観光資源を発掘、調査する。
5. 一般社団法人 大田観光協会、一般社団法人 しながわ観光協会との連携に関すること。
6. その他必要な事業

第4条（活動方針）

第3条の活動に当たっては、次の事項を最優先として運営する。

1. ボランティア団体である本会は各種法令や規約、規則等を遵守し、社会良識に沿った活動を推進する。
2. 会員及びお客さまの安全確保を第一に活動を推進する。
3. 会員はボランティア保険に加入する。

第5条（会員）

本会は、以下の項目に該当する者をもって構成する。

1. 一般社団法人 大田観光協会又は 一般社団法人 しながわ観光協会主催の「ガイド養成講座」修了生
2. 大田・品川まちめぐりガイドの会主催の「ガイド養成講座」修了生
3. 一般社団法人 大田観光協会主催の「外国語ガイド養成講座」修了生で、役員会の承認を得た者
4. 上記1.2.3.と同等と役員会で承認された者

入会を希望する場合は、その旨を会長に書面又は口頭で届出、受理された日から会員となる。

会員は第9条2で定めた会費を納入するものとする。

第6条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 口頭又は書面をもって退会届を提出したとき。
2. 新会計年度の6月末をもって会費未納入の場合。

第7条（会員の休会）

会員資格を有する者が、やむを得ない事情により長期にわたり会員としての活動を休止せざるを得ない場合は、休会を認める、但し、会長の承認を得るものとする。

第8条（再入会）

一度退会した者が、再入会を希望する場合は、会長に口頭又は書面をもって届出、受理された日から会員となる。

第9条（会計）

1. 本会の経費は、会費その他をもって充てる。
2. 会費は年会費3,000円とし、会員は一括納めるものとする。
3. 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（役員）

1. 本会に次の役員をおく。会長1名、副会長、会計、監査各若干名。
2. 役員は総会に出席した会員の過半数以上により選任され、その任期は1年とする。
但し、再任を妨げない。
3. 役員会は、企画部、広報部、事務部のリーダー及び各チームのリーダーをもって構成する。

第11条（会議）

会議は総会、定例会、役員会とし、会長がこれを召集する。

第12条（議事録）

第11条の各種会議の議事については、議事録を作成する。

第13条（個人情報の取り扱い）

この会が、第3条の活動を行うため必要とする個人情報（改正個人情報保護法第2条条文）の取得、利用、提供及び管理については「個人情報取り扱い方法」に定め、適正に運用するものとする。

第14条（規約改正）

この規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成を得なければ、これを変更することはできない。

第15条（委任）

本会の運営に関し、必要な事項はこの規約に違反しないかぎり役員会の決定によるものとする。

（附則）この規約は平成23年6月7日から施行する。

平成24年7月3日 改定

平成26年7月1日 改定

平成27年7月1日 改定

平成28年8月2日 改定

平成29年6月7日 改定

平成30年6月5日 改定

「大田・品川まちめぐりガイドの会」個人情報取扱方法

第1条(目的)

この「個人情報取扱方法」は、この会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条(定義)

この「個人情報取扱方法」における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、「入会申込書」「会員名簿」等会長に提出された、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう(改正個人情報保護法第2条参照)。

第3条(責務)

この会は個人情報保護に関する改正個人情報保護法等法令等を遵守するとともに、「大田・品川まちめぐりガイド会」の規約第3条の活動内容において、個人情報の保護に努めるものとする。

第4条(周知)

個人情報取扱の方法は総会、定例会等で資料、口頭等で会員に周知するものとする。

第5条(個人情報の取得)

この会が個人情報を取得するに当たっては、その利用目的を明示し同意を得るものとする。

第6条(同意の取り消し)

会員は、前条に基づき同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての項目について同意を取り消すことができる。

2. 前項の申し出があった場合、会長は直ちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。

第7条(利用)

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 入会申込、会費請求、ボランティア保険の付保、その他文書の送付
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 羽田空港国際線ターミナル見学ツアーガイドの名札の作成
- (4) 緊急時・災害時などの連絡網の作成

第8条(第三者提供の制限)

個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しないものとする。ただし、次に掲げる場合は除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第9条(保管・管理)

この会が取得した個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に保管、管理するものとする。委託先に提供する場合は、会員の同意を得て会長が責任をもって管理するものとする。

第10条(附則)

本個人情報取扱方法は平成30年6月5日制定し、同日より施行する。